

保 護 者 会 会 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部保護者会と称し、事務所を徳島文理大学内におく。
- 第 2 条 本会は徳島文理大学及び徳島文理大学短期大学部（以下「本学」という。）の教育目標を達成するため、本学と家庭の連絡並びに本学の充実発展を援助することをその目的とする。
- 第 3 条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。
1. 家庭と大学の連絡を緊密にし、学園の各種会合に参画すること。
 2. 会員相互の親睦を図ると共に教育に関しての意見を交換すること。
 3. 本学の教育施設の充実と学生及び教職員の福利施設を援助すること。
 4. その他必要と認める事項。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員は次の二種とする。
1. 正 会 員 本学に在学する学生の保護者をもって正会員とする。
 2. 参与会員 本学学長並びに教職員を参与会員とする。

第 3 章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
- 会 長 1 名
副会長 若干名
監 事 若干名
委 員 若干名
- 第 6 条 会長、副会長、監事は第 9 条に定める役員総会において会員中より選出する。
委員は各年度の大学院、専攻科、各学部学科専攻、各科専攻コース別の会員中より会長が委嘱したもの、並びに第 12 条に定める各支部の支部長とする。
- 第 7 条 本会役員の任期は 1 か年とする。ただし再任を妨げない。補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 8 条 会長は会務を総理し本会を代表する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
監事は本会の経理を監査する。

第4章 会 議

第9条 本会の会議は役員による役員総会とする。

第10条 役員総会は毎年1回開き、会則の改正、予算及び決算、役員の選出その他重要事項を審議する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に役員総会を開くことができる。

第5章 保護者会支部

第11条 本会は必要に応じて保護者会支部を設ける。

第12条 保護者会支部には次の役員をおく。

支 部 長 1 名

副支部長 若干名

幹 事 若干名

第13条 支部の役員は、支部の会員の総会において会員の中から選出する。

第14条 支部長は、支部の会員を代表して役員総会に出席し、役員総会の審議の内容を支部の会員に伝達するものとする。

第6章 会 計

第15条 本会の経費は会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第16条 本会会費は年額4千円とする。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則 1. この会則は昭和42年4月1日より施行する。

(中略)

5. 本会則は平成10年5月14日より施行する。